

考 査 B

(令和 4 年)

受 検 地	受 検 番 号	氏 名
	頭符号()	

問 題

次の注意をよく読んでから始めてください。

【注意】

1. 全ての建築計画について、**建築基準法**（以下、「法」という。）、**建築基準法施行令**（以下、「令」という。）及びこれらに基づく**国土交通省告示**（旧建設省告示を含む。以下、「告示」という。）**の規定に従って審査**してください（建築基準法施行規則、地方公共団体の条例・規則等及び他の関係法令は考慮しないものとします。）。
2. 法、令及び告示については、**令和 4 年 1 月 1 日現在**において施行されている規定に従って審査してください。
3. この問題については、**検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めます**（中途退出者については、持ち帰りを禁止します。）。

(建築計画 1 及び 2 について)

問題 現在、某建築士事務所により、それぞれの敷地に「建築計画 1」及び「建築計画 2」の 2 種類の略設計が行われている。それぞれの建築設計について、下記の条件のもとに、建築基準法上、適合しているかどうかを審査して、答案用紙に記入してください。

< 条件 >

- イ. 各建築計画における敷地等の状況及び建築物の概要は、それぞれの「略設計図」のとおりです。
- ロ. 「計画の概要」の記載数値等は、「略設計図」の数値と一致しています。
- ハ. 「計画の概要」及び「略設計図」のみによって審査し、略設計のため判定できない事項は、審査の対象外とします。

答案の書き方 (答案用紙は別紙です。)

1. 上記の問題を十分に読んだうえで、答案用紙の(い)欄に掲げる審査対象項目について、「建築計画 1」の 5 項目、「建築計画 2」の 9 項目、計 14 項目を審査し、(ろ)欄には、建築基準法上、適合している場合には○印を、不適合である場合には×印をつけてください。
2. 適合している項目については、(は)欄に適合箇所及び適合となる理由を明確に記入してください。さらに、その根拠規定を(に)欄に記入してください。
3. 不適合である項目については、(は)欄において、不適合箇所がどこであるかを具体的に明示(例えば、1 階廊下)し、その不適合となる理由を明確に記入してください。さらに、その根拠規定を(に)欄に記入してください。なお、不適合であると判断する部分が 2 箇所以上ある場合には、その全ての箇所について記入してください。
4. 答案用紙の審査対象項目 1 から 10 及び 13 については、(は)欄に、許容限度と計画の数値(計算式も明記すること。)を記入し比較したうえで、適合、不適合の判定をしてください。この場合、**1 つの項目に審査すべき箇所が複数存在する場合には、その全てについて検討したうえで、適合、不適合の判定をしてください。**
5. 不適合である部分を全て記入していない場合、又は、根拠規定の記入が不十分な場合には、**減点されます。**

(建築計画 3 について)

問題 「建築計画 3」の構造設計について、下記の条件のもとに、以下の「設問 1」及び「設問 2」について審査して、答案用紙に記入してください。

< 条件 >

- イ. 建築物の構造等の概要は、「計画の概要」とおりです。
- ロ. 「計画の概要」及び以下の「答案の書き方」に示された条件によって審査し、それらのみでは判定できない事項は審査の対象外とします。

設問 1. 構造計算書(令第 88 条の規定に基づく地震力の計算)に係る審査

設問 2. 構造計算書(令第 82 条の 6 に規定する許容応力度等計算)に係る審査

答案の書き方 (答案用紙は別紙です。)

上記の問題及び「計画の概要」を十分に読んだうえで、答案用紙の「設問 1」及び「設問 2」の「審査」の項目について審査してください。その際、「設問 1」及び「設問 2」ごとに以下の留意点に従って審査してください。

< 設問 1 の留意点 >

1. 答案用紙の「設問 1」は、以下の項目について審査を行い、(ろ)欄に、適切である場合には○印を、不適切である場合には×印をつけてください。審査対象は、桁行方向(X方向)のみとし、張り間方向(Y方向)については審査対象外とします。

審査：構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査(設計用一次固有周期 T 、 R_t 及び地震層せん断力 Q_i)

2. **審査が必要な数値が複数ある場合には、その全てについて審査を行ってください。**
(は)欄には、それぞれの数値について適切又は不適切とする理由を記載していただきますが、その判断の根拠が複数存在する場合は、その全てを明確に記入してください。また、その根拠が数値又は数式による判断である場合には、その数値又は数式も記入してください。
3. 審査に必要な数値の全てを記入していない場合、審査の理由(根拠となる数値若しくは数式を含む。)を記入していない場合には、**減点されます。**

<設問 2 の留意点>

1. 答案用紙の「設問 2」は、以下の項目について審査を行い、(ろ)欄に、適切である場合には○印を、不適切である場合には×印をつけてください。審査対象は、張り間方向(Y 方向)のみとし、桁行方向(X 方向)については審査対象外とします。

審査：構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査(層間変形角、剛性率 R_s 、並びに偏心距離 e 及び偏心率 R_e) 及び構造計算書の判定の結果に係る適切・不適切の審査(「剛性率」及び「偏心率」の判定)

2. 審査が必要な数値又は判定結果が複数ある場合には、その全てについて審査を行ってください。(は)欄には、それぞれの数値・判定結果について、「適切である若しくは不適切である」とする理由を記載していただきますが、その判断の根拠が複数存在する場合は、その全てを明確に記入してください。また、その根拠が数値又は数式による判断である場合には、その数値又は数式も記入してください。
3. 審査に必要な数値又は判定結果の全てを記入していない場合、審査の理由(根拠となる数値若しくは数式を含む。)を記入していない場合には、**減点されます。**

建築計画 1

計画の概要

a) 敷地関係(図 1 参照)

1. 敷地は、東側道路(法第 42 条第 2 項に基づき特定行政庁が指定した道)に接しており、第一種低層住居専用地域に指定されている。
2. 用途地域に関する都市計画で定められた建蔽率及び容積率の限度は、それぞれ $\frac{4}{10}$ 及び $\frac{6}{10}$ である。
3. 都市計画で定められた建築物の高さの限度は、10m である。
4. 法第 56 条の 2 の規定による地方公共団体の条例で指定する区域の指定はないものとする。
5. 都市計画による防火地域、準防火地域の指定はないものとする。
6. 上記以外に、特定行政庁及び国土交通大臣が行う指定等はないものとする。

b) 周囲の状況(図 1 及び 1 階平面図・配置図参照)

敷地と道路の路面の中心、隣接する宅地及び前面道路の反対側の宅地については、高低差はない。
また、道路と建築物の間には、門、塀等の工作物はない。

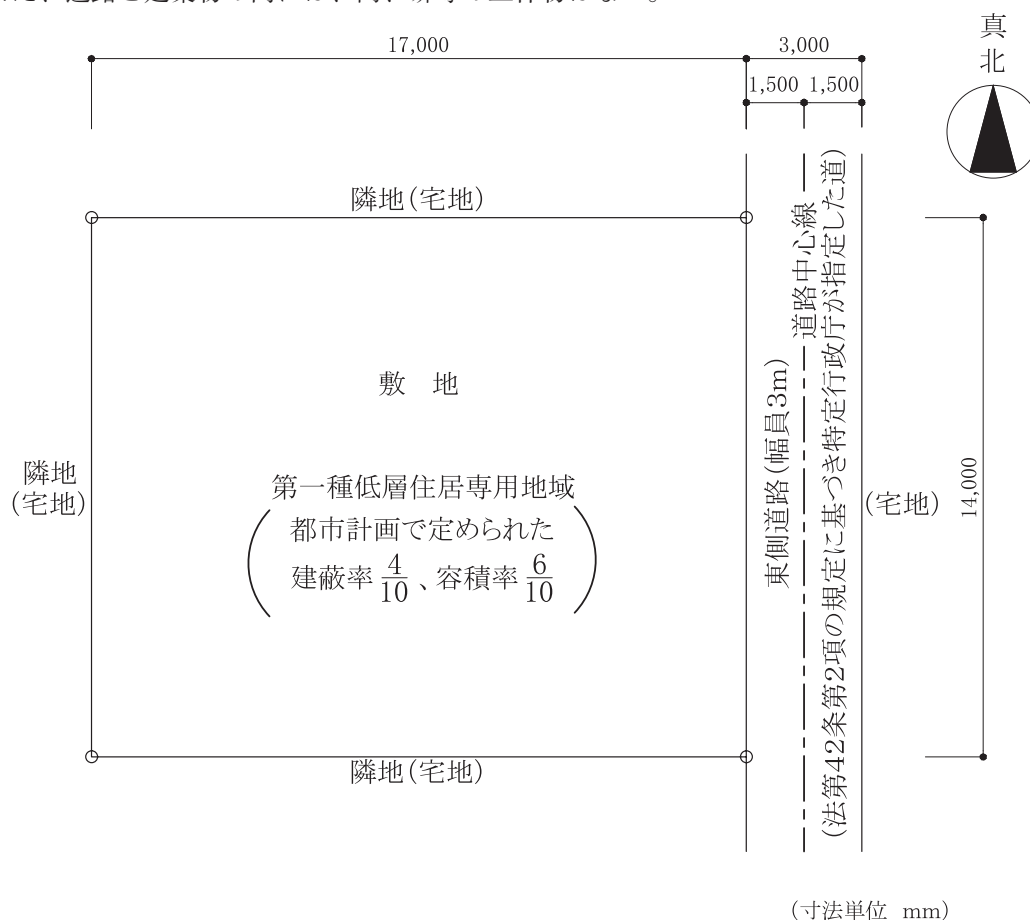


図 1 (敷地平面図)

c) 建築物の概要

1. 構造・階数

木造、地上 2 階建て

2. 用途

兼用住宅

店舗部分は日用品を販売する店舗で、原動機は使用しない。

3. 各階の床面積

階	床面積
1 階	84.0㎡
2 階	64.0㎡
計	148.0㎡

4. 軸組計算用の見付面積(各階の張り間(南北)方向及び桁行(東西)方向の軸組に対する見付面積から、その階の床面からの高さが 1.35m 以下の部分の見付面積を減じた面積)

階	張り間(南北)方向の軸組に対する見付面積		桁行(東西)方向の軸組に対する見付面積	
	南側	北側	東側	西側
1 階	56.32㎡	57.54㎡	42.25㎡	41.03㎡
2 階	24.19㎡	24.19㎡	17.30㎡	17.30㎡

5. 1 階部分の軸組の構造の判定に用いる 1 階の床面積

この問題では、1 階部分の軸組の構造の判定に用いる 1 階の床面積については、88.0㎡（住宅部分のポーチを含む。）とする。

6. その他

- ① 柱の断面は、構造上十分な小径が確保されているものとする。
- ② 屋根は、金属板葺きとする。
- ③ 屋根の軒及びけらばの出は、一部を除き、柱(又は壁)の中心線から 2 階は 600mm、1 階は 300mm とする。
- ④ 火打ちは、適切な箇所に設けられているものとする。
- ⑤ 軸組は、釣合い良く設けられているものとする。

- ⑥ ポーチは、屋内的用途に供する部分ではないものとする。
- ⑦ 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分には、物置等は設けていないものとする。
- ⑧ 天空率の規定(法第 56 条第 7 項)については、考慮しないものとする。
- ⑨ ホルムアルデヒドに関する有効換気量の判定を行う際には、住宅以外の部分は日用品を販売する店舗の売場とみなすものとする。また、給気口及び建具のアンダーカット(ガラリ)は、常時開放されているものとし、居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例の規定(令第 20 条の 9 の規定)については考慮しないものとする。
- ⑩ 別表の機械換気設備概要表は、ホルムアルデヒドに関する有効換気量の計算に用いるものとする。
- ⑪ 令第 2 条第 1 項第六号の地盤面は、G.L. ± 0 とする。
- ⑫ 特定の項目に対する「特定行政庁の許可、認定」、「国土交通大臣の指定、認定」等は、ないものとする。
- ⑬ 令第 9 条の規定については、考慮しないものとする。
- ⑭ 水平構面の剛性及び耐力は確保されているものとする。

別表 機械換気設備概要表

階		室名等	床面積 (㎡)	平均 天井高 (m)	気積 (m ³)	換気種別	機械換気 設備の有 効換気量 (m ³ /h)
住宅	1階	玄関	4.00	2.50	10.00	第 3 種換気方式 (自然給気及び機械排気)	
		ホール、階段	8.00	2.50	20.00		
		食堂・居間、台所	40.00	2.50	100.00		
		洗面脱衣室、浴室	8.00	2.50	20.00		50.00
		便所	2.00	2.20	4.40		50.00
	2階	ホール、階段	14.00	2.50	35.00		
		便所	2.00	2.20	4.40		50.00
		寝室、物入	18.00	2.50	45.00		
		子ども室 1、物入	16.00	2.50	40.00		
		子ども室 2、物入	14.00	2.50	35.00		
計		—	—	—	313.80	—	150.00
店舗	1階	日用品を販売する 店舗	22.00	2.70	59.40	第 3 種換気方式 (自然給気及び機械排気)	50.00
計		—	—	—	59.40	—	50.00

建築計画 2

計画の概要

a) 敷地関係(図 2 参照)

- 敷地は、南側 A 道路(法第 42 条第 1 項に規定する道路：幅員 14m)、東側 B 道路(法第 42 条第 1 項に規定する道路：幅員 6m、法第 52 条第 9 項の規定による特定道路に接続しない道路)に接する長方形の敷地である。また、法第 53 条第 3 項第二号の規定に基づく街区の角にある敷地として、特定行政庁から指定を受けている。
- 南側の道路境界線から 12 m までの部分は、近隣商業地域及び準防火地域に、また、その他の部分は第二種中高層住居専用地域及び準防火地域に指定されている。
- 用途地域に関する都市計画で定められた建蔽率の限度は、次のとおりである。

近隣商業地域	建蔽率	$\frac{6}{10}$
第二種中高層住居専用地域	建蔽率	$\frac{5}{10}$
- 用途地域に関する都市計画で定められた容積率の限度は、次のとおりである。

近隣商業地域	容積率	$\frac{30}{10}$
第二種中高層住居専用地域	容積率	$\frac{20}{10}$
- 法第 52 条第 2 項の規定による特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域の指定はない。
- 法第 56 条第 1 項第二号の規定による特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域の指定はない。
- 法第 56 条の 2 の規定による地方公共団体の条例で指定する区域の指定はない。
- 敷地面積 1,925.00m²

b) 周囲の状況(図 2 及び 1 階平面図・配置図参照)

敷地と各道路の路面の中心、隣地の宅地(北側、西側)及び道路(南側 A 道路、東側 B 道路)の反対側の宅地については、高低差はない。また、各道路と建築物の間には、門、塀等の工作物はない。

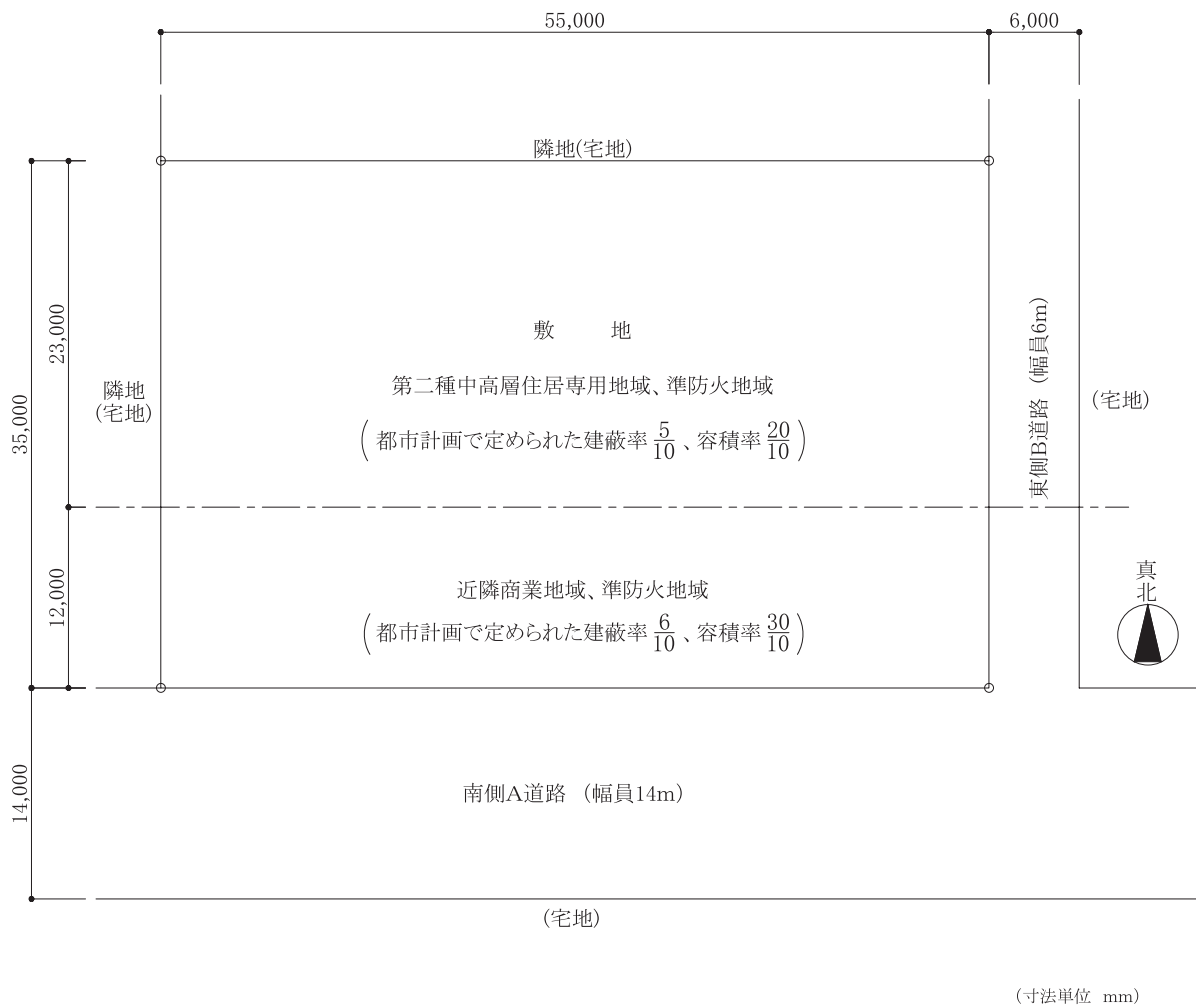


図2 (敷地平面図)

c) 建築物の概要

1. 構造・階数

鉄筋コンクリート造、地上6階建て

2. 用途

物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これに類するものではない。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋(原動機出力の合計が0.75kW以下)、診療所及び共同住宅

3. 建築面積 1,078.00㎡

4. 各階の主たる用途、室名等、床面積及び内装仕上げ

階	主たる用途及び室名等		床面積 (㎡)	内装仕上げ	
	主たる用途	室名等		壁	天井
1階	共同住宅	エントランスホール、EVホール	24.00	不燃材料	不燃材料
		風除室1	12.00	準不燃材料	準不燃材料
		郵便受・宅配ボックス ※2	21.00	準不燃材料	準不燃材料
		階段室1	28.00	不燃材料	不燃材料
		EVシャフト1	9.00	不燃材料	不燃材料
		小計	94.00		
	物品販売業を営む店舗	売場1	445.00	不燃材料	不燃材料
		吹抜部	40.00	不燃材料	不燃材料
		EVシャフト3	9.00	不燃材料	不燃材料
		店舗事務室、更衣・休憩室、店舗用倉庫1	120.00	準不燃材料	準不燃材料
		便所1・2、多目的便所	49.00	不燃材料	不燃材料
		機械室、電気室	56.00	不燃材料	不燃材料
		店舗用荷捌場	28.00	不燃材料	不燃材料
		EVシャフト4	6.00	不燃材料	不燃材料
		風除室3	10.00	準不燃材料	準不燃材料
		小計	763.00		
	物品販売業を営む店舗・診療所 (共用部) ※1 店舗：39.13㎡ 診療所：9.87㎡	EVホール	16.00	不燃材料	不燃材料
		風除室2	6.00	準不燃材料	準不燃材料
		階段室2	21.00	不燃材料	不燃材料
		EVシャフト2	6.00	不燃材料	不燃材料
		小計	49.00		
	自家販売のために 食品製造業を営む パン屋	売場	49.00	準不燃材料	準不燃材料
		作業場	32.00	不燃材料	不燃材料
		更衣・事務室、便所3	20.00	準不燃材料	準不燃材料
		小計	101.00		
	1階の床面積の合計		1,007.00		
	(うち、物品販売業を営む店舗の床面積の合計		802.13)		

階	主たる用途及び室名等		床面積 (㎡)	内装仕上げ	
	主たる用途	室名等		壁	天井
2階	共同住宅	階段室 1	28.00	不燃材料	不燃材料
		EV シャフト 1 (非着床：面積不算入)	(9.00)	不燃材料	不燃材料
		小計	28.00		
	物品販売業を営む 店舗	売場 2	600.00	不燃材料	不燃材料
		店舗用倉庫 2	64.00	準不燃材料	準不燃材料
		便所 4・5	21.00	不燃材料	不燃材料
		吹抜に接する階段	33.00	不燃材料	不燃材料
		EV シャフト 3	9.00	不燃材料	不燃材料
		EV シャフト 4	6.00	不燃材料	不燃材料
		小計	733.00		
	物品販売業を営む 店舗・診療所 (共用部) ※ 1 店 舗：39.13㎡ 診療所：9.87㎡	EV ホール	22.00	不燃材料	不燃材料
		階段室 2	21.00	不燃材料	不燃材料
		EV シャフト 2	6.00	不燃材料	不燃材料
		小計	49.00		
	診療所	診察室	56.00	不燃材料	不燃材料
		更衣・事務室	28.00	準不燃材料	準不燃材料
		受付、待合室、便所 6	101.00	準不燃材料	準不燃材料
		小計	185.00		
	2 階の床面積の合計		995.00		
	(うち、物品販売業を営む店舗の床面積の合計		772.13)		
3階	共同住宅	住戸 1～7 (全て居室とみなす。)	588.00	準不燃材料	準不燃材料
		共用廊下(屋内部分)	14.00	不燃材料	不燃材料
		階段室 1	28.00	不燃材料	不燃材料
		EV シャフト 1	9.00	不燃材料	不燃材料
		EV ホール	12.00	不燃材料	不燃材料
	3 階の床面積の合計		651.00		
4階	共同住宅	住戸 1～7 (全て居室とみなす。)	588.00	準不燃材料	準不燃材料
		共用廊下(屋内部分)	14.00	不燃材料	不燃材料
		階段室 1	28.00	不燃材料	不燃材料
		EV シャフト 1	9.00	不燃材料	不燃材料
		EV ホール	12.00	不燃材料	不燃材料
	4 階の床面積の合計		651.00		

階	主たる用途及び室名等		床面積 (㎡)	内装仕上げ	
	主たる用途	室名等		壁	天井
5階	共同住宅	住戸1～7 (全て居室とみなす。)	588.00	準不燃材料	準不燃材料
		共用廊下(屋内部分)	14.00	不燃材料	不燃材料
		階段室1	28.00	不燃材料	不燃材料
		EVシャフト1	9.00	不燃材料	不燃材料
		EVホール	12.00	不燃材料	不燃材料
	5階の床面積の合計		651.00		
6階	共同住宅	住戸1～7 (全て居室とみなす。)	588.00	準不燃材料	準不燃材料
		共用廊下(屋内部分)	14.00	不燃材料	不燃材料
		階段室1	28.00	不燃材料	不燃材料
		EVシャフト1	9.00	不燃材料	不燃材料
		EVホール	12.00	不燃材料	不燃材料
	6階の床面積の合計		651.00		
屋上階	共同住宅	階段室1	28.00	不燃材料	不燃材料
	屋上階の床面積の合計		28.00		
合 計			4,634.00		
(うち、物品販売業店舗の床面積の合計			1,574.26)		

- ※1 この問題では、物品販売業を営む店舗と診療所の共用部については、2階における各用途の床面積の比率により案分した面積をそれぞれの用途の床面積とする。ただし、用途上は「店舗」、「診療所」ではないものとする。
- ※2 共同住宅の郵便受・宅配ボックスについては、令第2条第1項第四号の用途に供するものとする。
- ※3 屋外階段、共用廊下(開放部分)及びバルコニーは、外気に有効に開放されており、床面積に算入しないものとする。
- ※4 EV1～4は、いずれも特殊な構造のエレベーターで、機械室を有しないものとする。
- ※5 各室等の内装仕上げの下地材料は、全て不燃材料を用いるものとする。
- ※6 「内装の制限を受ける調理室等」は、ないものとする。

5. その他

- ① この建築物は、主要構造部を耐火構造とした耐火建築物である。
- ② 特定防火設備及び防火設備は、令第 112 条第 19 項第二号に定める構造のものとする。
- ③ 階段室 1、2 に設けられている扉は、所定の常時閉鎖機能及び遮煙性能を有し、全て避難方向に直接手で開くことができるものとする。
- ④ 階段室 1、2 には、屋内に面する壁に窓はなく、予備電源を有する照明設備が設けられているものとする。
- ⑤ 屋外階段は、令第 123 条第 2 項の規定の避難階段に該当するものとする。
- ⑥ 3 階以上の階には、非常用の進入口に代わる開口部が道路に面して設けられているものとする。
- ⑦ E V シャフトには、所定の遮煙性能を有する特定防火設備が設けられているものとする。
- ⑧ 店舗用倉庫 1、2 については、令第 2 条第 1 項第四号ロに規定する専ら防災のために設ける備蓄倉庫に該当しないものとする。
- ⑨ 物品販売業を営む店舗(店舗事務室、更衣・休憩室、売場 1、2)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋(作業場、売場)、診療所(診察室、受付、待合室)については、令第 126 条の 3 第 1 項の規定に適合する排煙設備が設けられているものとし、これら以外の室等には排煙設備が設けられていないものとする。
- ⑩ 共同住宅の住戸部分は、全てを居室とみなし、令第 116 条の 2 第 1 項に該当する居室はないものとする。
- ⑪ 非常用の照明装置については、令第 126 条の 4 及び令第 126 条の 5 の規定に適合するものとする。
- ⑫ 自動式スプリンクラー設備等は、設けられていないものとする。
- ⑬ 令第 112 条第 18 項ただし書きの警報設備は、設けられていないものとする。
- ⑭ 3～6 階バルコニーについては、避難上有効なバルコニーに該当しないものとする。
- ⑮ 天空率の規定(法第 56 条第 7 項の規定)については、考慮しないものとする。
- ⑯ 令第 9 条の規定については、考慮しないものとする。
- ⑰ 屋外階段、共用廊下(開放廊下)については、令第 126 条の 4 に規定する「採光上有効に直接外気に開放された通路」とみなすものとする。
- ⑱ 令第 2 条第 1 項第六号の地盤面は、G.L. ± 0 とする。
- ⑲ 特定の項目に対する「特定行政庁の許可、認定」、「国土交通大臣の指定、認定」等は、ないものとする。
- ⑳ 区画避難安全検証法(令第 128 条の 6 の規定)、階避難安全検証法(令第 129 条の規定)及び全館避難安全検証法(令第 129 条の 2 の規定)については、考慮しないものとする。

建築計画 3(構造審査)

計画の概要

a) 建築物の概要

1. 用途 共同住宅
2. 構造等 鉄筋コンクリート造、地上 6 階建て、建築物の高さ 20.4 m
 - ・コンクリートの設計基準強度は、 30 N/mm^2 とする。
 - ・令第 88 条第 1 項に規定する Z の値は、1.0 とする。
 - ・令第 88 条第 2 項に規定する標準せん断力係数 C_o は、0.2 とする。
 - ・昭和 55 年建設省告示第 1793 号「 Z の数値、 R_t 及び A_i を算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準を定める件」第 2 の関係規定による地盤の種別は、第二種地盤とする。
 - ・令第 86 条第 2 項ただし書きの規定によって特定行政庁が指定する多雪区域その他の特定の項目に関する特定行政庁による指定並びに国土交通大臣による認定はないものとする。

3. 各階の構造等

- ・各階の構造は、「構造図」の略床伏図(図 3)及び Y1 通り略軸組図(図 4)のとおりである。
なお、廊下及び階段の記載は省略されている。
- ・各階の柱スパン並びに柱及び大ばりの断面寸法は、以下のとおりである。

柱スパン(柱心の間隔) 桁行方向(以下、「X 方向」という。) 7.5 m

張り間方向(以下、「Y 方向」という。) 9.5 m

柱及び大ばりの断面寸法(単位:mm) (いずれも同一階においては、全て同一寸法とする。)

階	柱		大ばり(X 方向)		大ばり(Y 方向)	
	X 方向	Y 方向	幅	せい	幅	せい
R(屋上)	—	—	500	800	350	800
6	800	800	500	800	350	800
4～5	800	800	500	900	350	900
2～3	850	850	500	1,000	350	1,000
1	900	900	600	2,500	500	2,500

- ・X 方向には、昭和 55 年建設省告示第 1791 号「建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件」第 3 第一号イにおける耐力壁に該当する袖壁はない。
- ・Y 方向には、耐力壁以外に「上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結された」壁はない。

4. その他

- ① 略号(例えば「 A_i 」)及び用語(例えば「耐力壁」)について特段の注釈がないものについては、法令及び告示の関連規定において定めるところによる。
- ② その他、特段の注釈のない事項については、法令に抵触する事項はないものとする。

b) 構造計算書の内容(抜粋)

1. 構造計算書(令第88条の規定に基づく地震力の計算)

- ・ 令及び告示の関係規定により算出した建築物の設計用一次固有周期 T 、 R_t 、等、及び地震力を計算した結果が「構造計算書(令第88条の規定に基づく地震力の計算)」であり、この計算書における「**B. 地震力**」に記載された数値のうち「**固定荷重と積載荷重との和 w_i** 」及び「 **A_i** 」の数値については、正しいことが確認されている。

2. 構造計算書(令第82条の6に規定する許容応力度等計算)

- ・ 当該建築物は、法第20条第1項第二号に掲げる建築物に該当し、昭和55年建設省告示第1791号「建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件」第3第二号の規定に基づいて構造計算を行っている。
- ・ 令及び告示の関係規定により算出した層間変形角、剛性率、偏心率を計算した結果が「構造計算書(令第82条の6に規定する許容応力度等計算(令第82条の2及び令第82条の6第二号の計算部分の抜粋))」であり、この構造計算書における「**A. 層間変形角**」に記載された数値のうち「**最大の層間変位**」の数値、「**B. 剛性率**」のうち「**剛性率を計算する場合の層間変位**」及び「**剛性率を計算する場合の層間変形角**」の数値並びに「**C. 偏心率**」のうち「**重心位置**」、「**剛心位置**」及び「 **r_e** 」の数値については、正しいことが確認されている。

「構造図」(単位 mm)

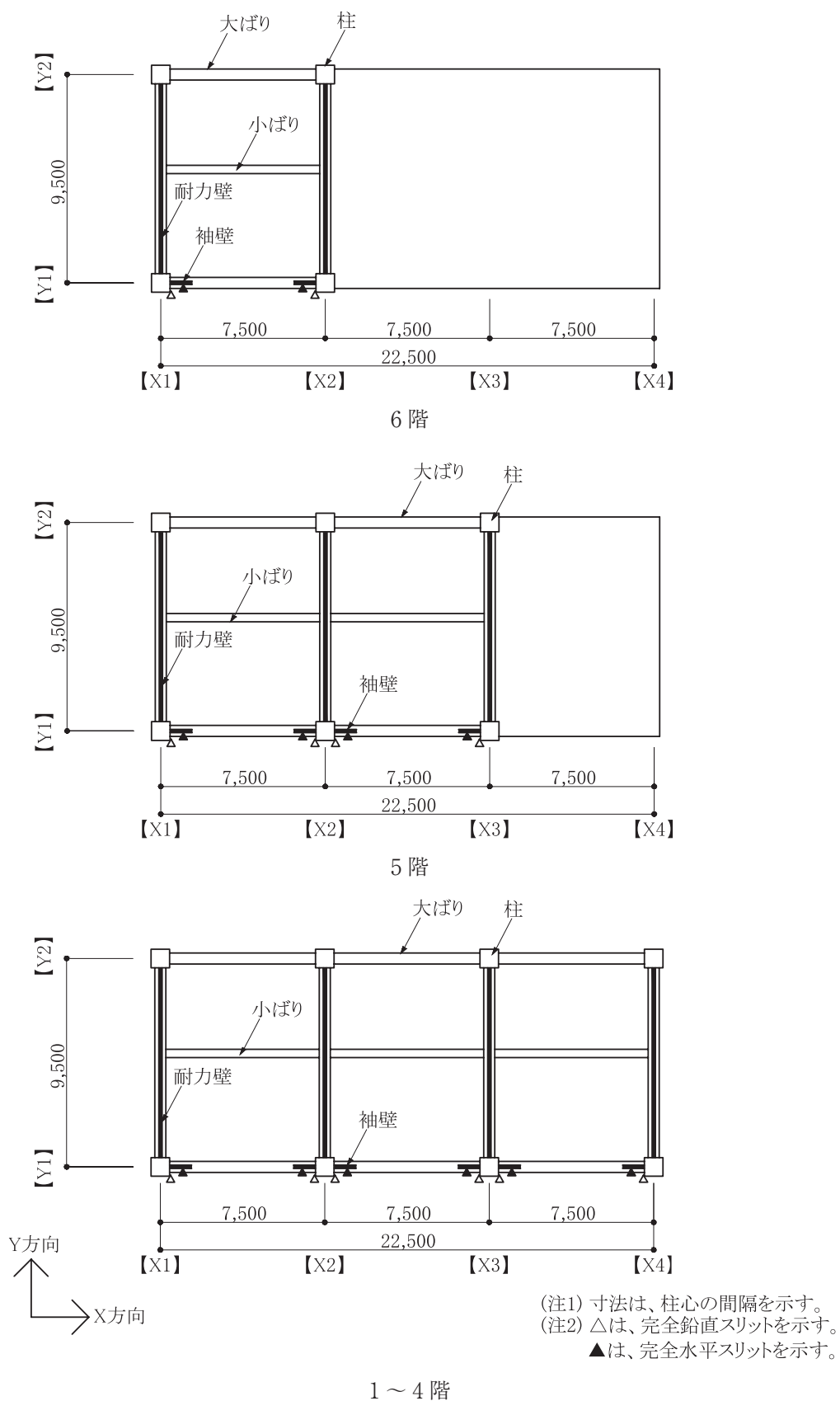
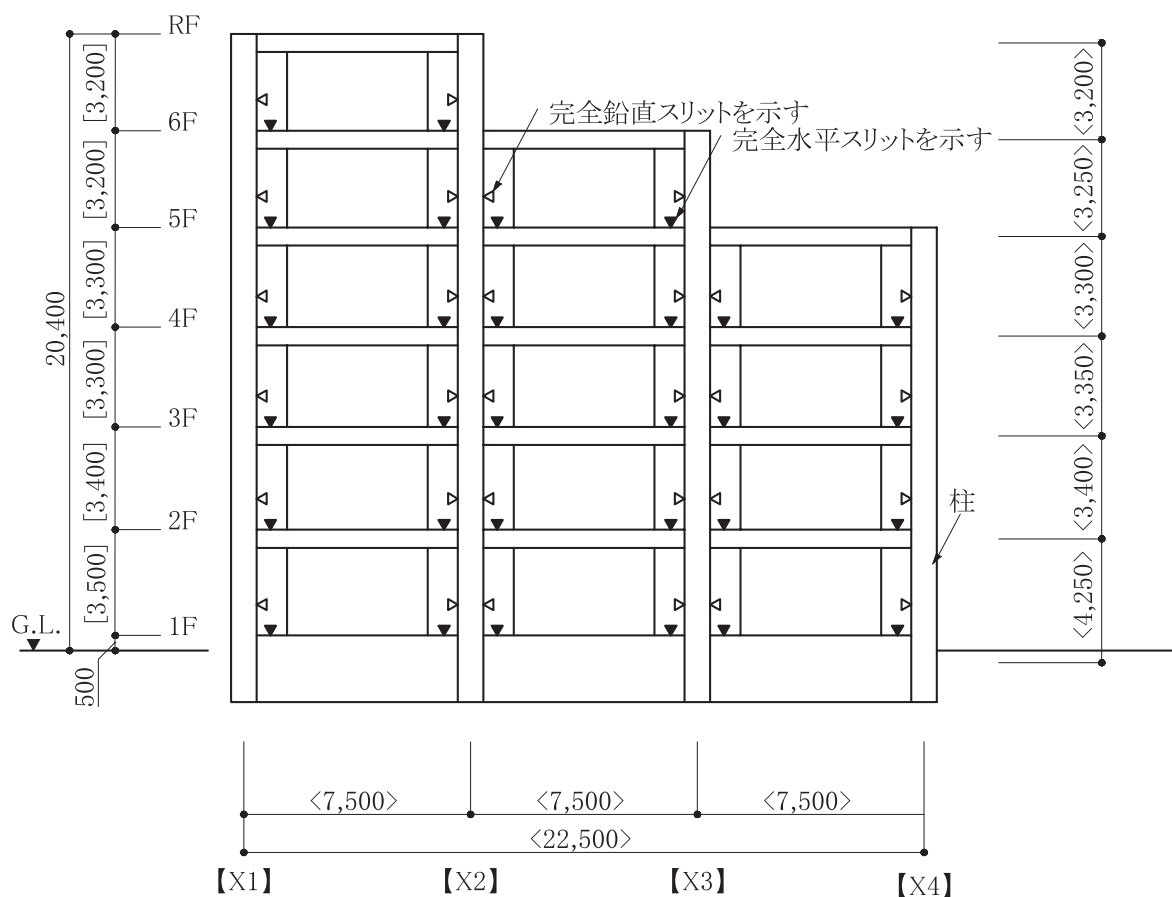


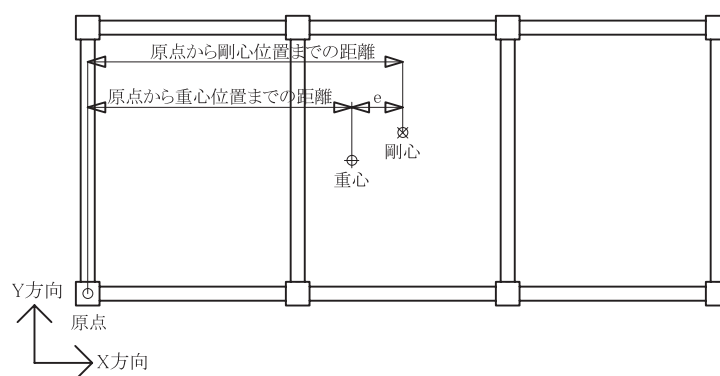
図 3 略床伏図



(注1) < >内の寸法は、部材心の間隔を示す。

(注2) []内の寸法は、当該階の床版上面位置から上階の床版上面位置までの鉛直距離を示す。

図 4 略軸組図



<参考図(重心位置及び剛心位置の取り方)>

「構造計算書(令第 88 条の規定に基づく地震力の計算)」

A. 建築物の設計用一次固有周期・Rt 等

Z	建築物の 地上高さ h (m)	建築物の設計用 一次固有周期 T (秒)	Rt	標準せん断力係数 Co
1.0	20.4	0.408	0.944	0.2

B. 地震力

階	固定荷重と 積載荷重との和 wi (kN)	Σwi (kN)	Ai	地震層せん断力 Qi (kN)
6	800	800	2.490	376
5	1,700	2,500	1.789	844
4	2,550	5,050	1.466	1,398
3	2,700	7,750	1.274	1,864
2	2,850	10,600	1.126	2,253
1	3,000	13,600	1.000	2,568

「構造計算書(令第 82 条の 6 に規定する許容応力度等計算(令第 82 条の 2 及び令第 82 条の 6 第二号の計算部分の抜粋))」

(Y 方向)

A. 層間変形角

階	最大の層間変位 (mm)	階の高さ (mm)	最大の層間変形角	判定
6	0.29	3,200	1/11,034	適合
5	0.33	3,250	1/9,848	適合
4	0.34	3,300	1/9,706	適合
3	0.33	3,350	1/10,152	適合
2	0.30	3,400	1/11,333	適合
1	0.29	4,250	1/14,655	適合

B. 剛性率

階	剛性率を計算する 場合の層間変位 (mm)	剛性率を計算する 場合の層間変形角	剛性率 Rs	判定
6	0.20	1/15,790	1.106	適合
5	0.23	1/13,894	0.973	適合
4	0.24	1/13,488	0.945	適合
3	0.25	1/13,167	0.922	適合
2	0.23	1/14,592	1.022	適合
1	0.24	1/14,718	1.031	適合

C. 偏心率

階	重心位置 (cm)	剛心位置 (cm)	偏心距離 e (cm)	re (cm)	偏心率 Re	判定
6	3,986	4,140	154	4,289	0.036	適合
5	6,095	7,177	915	6,493	0.141	適合
4	8,655	10,652	1,210	8,581	0.141	適合
3	9,662	11,118	1,211	8,595	0.141	適合
2	10,176	11,101	925	8,561	0.108	適合
1	10,474	10,788	314	8,569	0.037	適合

(注)重心、剛心の位置は、X1 - Y1 を原点とした X 方向の距離を示す。